

水野さん行政訴訟判決

会社のパワハラを擁護する 不当判決弾劾!

6月28日、水野さん行政訴訟で「棄却」という不当判決が降されました。

この裁判は、東京地区分会・水野良則さんが、適応障害を発症して休職せざるを得なかったことは、JR東海会社の“パワハラ”による労働災害であるにもかかわらず労災認定がされなかったことに対して訴えたものです。水野さんは最終陳述書で「日勤教育と称する小部屋への監禁、時系列等報告書・始末書・私の対策などの過度の書き直し、年休を取らされ毎日の定時報告強要、挙句の果てに訓告処分・不当な出向発令」等々、苦痛な記憶をしばりだして訴えました。処分と出向発令が出たときのことを本人は「バットで頭を殴られたような衝撃とショックを受けた!」と訴えています。

しかし判決は、水野さんが休業に至った原因は、会社による理不尽な行為・パワハラによるものではないという会社の主張を全面的に採用し、水野さんが訴えた事柄や、疑問に対して何ら応えていません。はじめから「棄却」ありきの判断であると言わざるを得ないものです。誰が見ても明らかな会社のパワハラを否定し、会社を全面的に擁護する判決を絶対に認めるわけにはいきません。

裁判には多くの仲間が傍聴で参加し、その後に「水野裁判・判決報告集会」を開催しました。水野さんは「東海労に加入して会社のパワハラの実態を広く明らかにする取り組みをつくることができた。」「国家が一人の労働者に牙をむいてきたと感じた。先日の走行中のトイレの事態でも乗務員は自分と同じように一ヶ月もの隔離・懲戒処分・出向という仕打ちを受けている。ユニオンはまったく取り組みをしていない。会社によるパワハラを許さないために、これからも闘う。」と怒りを込めて決意を述べました。

